

目 次

ページ

議案甲第 3 7 号	多久市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する 条例……………	1
議案甲第 3 8 号	多久市税条例の一部を改正する条例……………	3
議案甲第 3 9 号	多久市手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	9
議案甲第 4 0 号	令和 2 年度多久市弓道場建設工事外 1 件の請負契約 締結について……………	1 0
議案甲第 4 1 号	財産の取得について……………	1 2
議案乙第 2 9 号	令和元年度多久市一般会計歳入歳出決算の認定 について……………	1 3
議案乙第 3 0 号	令和元年度多久市給与管理・物品調達特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	1 4
議案乙第 3 1 号	令和元年度多久市土地区画整理事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	1 5
議案乙第 3 2 号	令和元年度多久市公共下水道事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	1 6
議案乙第 3 3 号	令和元年度多久市農業集落排水事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	1 7

議案乙第34号	令和元年度多久市宅地造成事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	18
議案乙第35号	令和元年度多久市国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	19
議案乙第36号	令和元年度多久市後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	20
議案乙第37号	令和元年度多久市水道事業会計決算の認定 について……………	21
議案乙第38号	令和元年度多久市病院事業会計決算の認定 について……………	22
議案乙第39号	専決処分の承認について（令和2年度多久市一般 会計補正予算（第5号））……………	23
議案乙第40号	令和2年度多久市一般会計補正予算（第6号）……………	別冊
議案乙第41号	令和2年度多久市公共下水道事業特別会計 補正予算（第1号）……………	別冊
議案乙第42号	令和2年度多久市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第2号）……………	別冊
議案乙第43号	令和2年度多久市後期高齢者医療特別会計 補正予算（第1号）……………	別冊
報告第13号	放棄した債権の報告について……………	25

議案甲第37号

多久市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

多久市職員特殊勤務手当支給条例（昭和45年多久市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

（3） 防疫等作業手当

第5条を次のように改める。

（防疫等作業手当）

第5条 防疫等作業手当は、感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護作業に従事したとき、病原体の付着した物件若しくは付着の危険性のある物件の処理作業に従事したとき、又は病原体を有する家畜若しくは病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき290円とする。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則第2項に見出しとして「（市税務職員に対する税務特別手当支給条例等の廃止）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例）

3 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第5条の規定は適用しない。

4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき4,000円の範囲内において規則で定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の多久市職員特殊勤務手当支給条例附則第3項及び第4項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

上記の議案を提出する。

令和2年9月1日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した職員に対し、特例措置により防疫等作業手当を支給するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第38号

多久市税条例の一部を改正する条例

第1条 多久市税条例（昭和29年多久市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第2条 多久市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削り、「並びに第140条第2項」を「及び第140条第2項」に改める。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号イ中「イ」を「ア」に改め、同号ロ中「ロ」を「イ」に改め、同号ハ中「ハ」を「ウ」に改め、同号ニ中「ニ」を「エ」に、「イ」を「ア」に、「ハ」を「ウ」に改め、同号ホ中「ホ」を「オ」に、「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、

「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の9第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に

改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第1条中多久市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条の規定 令和2年10月1日
- （2） 第1条中多久市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条の規定 令和3年1月1日
- （3） 第2条中多久市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定 令和3年10月1日
- （4） 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令

和 4 年 4 月 1 日

(5) 第 1 条中多久市税条例附則第 1 7 条第 1 項及び第 1 7 条の 2 第 3 項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 1 2 号) 附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日 (延滞金に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の多久市税条例 (以下「新条例」という。) 附則第 3 条の 2 の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例第 2 4 条第 1 項 (第 2 号に係る部分に限る。)、第 3 4 条の 2 及び第 3 6 条の 2 第 1 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和 3 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 3 6 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額 (地方税法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 5 号) 第 1 条の規定による改正前の法 (以下「旧法」という。) 第 2 9 2 条第 1 項第 1 1 号に規定する寡婦 (旧法第 3 1 4 条の 2 第 3 項の規定に該当するものに限る。) 又は旧法第 2 9 2 条第 1 項第 1 2 号に規定する寡夫である第 2 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

第 4 条 附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正後の多久市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日 (以下この条において「4 号施行日」という。) 以後に開始する事業年度 (所得税法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 8 号) 第 3 条の規定 (同法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限る。) による改正前の法人税法 (昭和 4 0 年法律第 3 4 号。以下この条において「4 年旧法人税法」という。) 第 2 条第 1 2 号の 7 に規定する連結子法人 (次項において「連結子法人」という。) の

連結親法人事業年度（４年旧法人税法第１５条の２第１項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が４号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

- ２ ４号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が４号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び４号施行日前に開始した連結事業年度（４年旧法人税法第１５条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が４号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第５条 附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第６条 附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和２年９月１日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 39 号

多久市手数料徴収条例の一部を改正する条例

多久市手数料徴収条例（平成 12 年多久市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 21 号を削り、同条第 22 号中「番号法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」に改め、同号を同条第 21 号とし、同条第 23 号から第 31 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第40号

令和2年度多久市弓道場建設工事外1件の請負契約締結について

令和2年度多久市弓道場建設工事外1件の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多久市条例第3号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和2年度多久市弓道場建設工事外1件の工事 |
| 2 | 契約の方法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 698,170,000円 |
| 4 | 工 期 | 契約締結日の翌日から令和3年12月14日まで |
| 5 | 契約の相手方 | 中島工務店・笹川工建共同企業体 |
| | 代表者 | 住所 小城市三日月町久米2111番地8
氏名 株式会社 中島工務店
代表取締役 中 島 信 哉 |
| | 構成員 | 住所 多久市北多久町大字小侍1108-4
氏名 笹川工建株式会社
代表取締役 笹 川 忠 則 |

上記の議案を提出する。

令和2年9月1日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規

定により、この案を提案する。

議案甲第41号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年多久市条例第3号)第3条の規定により、市議会の議決を求める。

- | | |
|--------------|--|
| 1 購入する物品及び数量 | 多久市野球場緩衝フェンス
340.18メートル |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 購入価格 | 15,826,800円 |
| 4 納入期限 | 令和2年11月30日まで |
| 5 購入の相手方 | 住所 福岡県久留米市東合川1丁目5番27号
氏名 株式会社 スポーツテクノ和広九州支店
取締役支店長 釘 嶋 学 |

上記の議案を提出する。

令和2年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提案する。

議案乙第29号

令和元年度多久市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度多久市一般会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付した
たので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和2年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第30号

令和元年度多久市給与管理・物品調達特別会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度多久市給与管理・物品調達特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和2年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第31号

令和元年度多久市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和元年度多久市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和2年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第 3 2 号

令和元年度多久市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

令和元年度多久市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 2 年 9 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第33号

令和元年度多久市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和元年度多久市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和2年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第34号

令和元年度多久市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度多久市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和2年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第35号

令和元年度多久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和元年度多久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和2年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第 36 号

令和元年度多久市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

令和元年度多久市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 2 年 9 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第37号

令和元年度多久市水道事業会計決算の認定について

令和元年度多久市水道事業会計決算については、監査委員の審査に付したの
で、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和2年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第 38 号

令和元年度多久市病院事業会計決算の認定について

令和元年度多久市病院事業会計決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 2 年 9 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第39号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度多久市一般会計補正予算（第5号）について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和2年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

令和2年度多久市一般会計補正予算（第5号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度多久市一般会計補正予算（第5号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和2年7月22日

多久市長 横 尾 俊 彦

報告第13号

放棄した債権の報告について

多久市債権管理条例（平成30年多久市条例第4号）第12条第1項の規定に基づき、市の債権について、別紙調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

別紙

債権放棄調書

債権放棄年月日：令和2年3月31日

債権の名称	債権放棄の事由	放棄した債権			備考
		人数	件数	金額	
水道料金	第1号該当 (生活困窮)	2人	8件	23,540円	時効 2年
	平成28年度	2人	8件	23,540円	
	第2号該当 (免責)	4人	14件	48,186円	
	平成28年度	1人	4件	25,725円	
	平成29年度	1人	6件	9,072円	
	平成30年度	1人	2件	8,640円	
	平成31年度	1人	2件	4,749円	
	第4号該当 (死亡)	3人	11件	16,688円	
	平成29年度	1人	5件	7,560円	
	平成30年度	1人	1件	1,512円	
	平成31年度	1人	5件	7,616円	
	第5号該当 (時効期間満了)	34人	126件	650,734円	
	平成12年度	1人	1件	1,575円	
	平成20年度	1人	4件	15,151円	
	平成21年度	2人	7件	17,776円	
	平成22年度	3人	6件	11,025円	
	平成23年度	2人	6件	23,050円	
平成24年度	1人	4件	287,553円		

	平成 2 5 年度	1 人	7 件	35,332 円	
	平成 2 8 年度	16 人	70 件	212,360 円	
	平成 2 9 年度	7 人	21 件	46,912 円	
	第 8 号該当 (所在不明等)	2 人	9 件	22,248 円	
	平成 2 8 年度	1 人	1 件	1,512 円	
	平成 2 9 年度	1 人	8 件	20,736 円	
	計	45 人	168 件	761,396 円	

※合計人数のうち実人数は 3 5 人

債権放棄年月日：令和 2 年 3 月 3 1 日

債権の名称	債権放棄の事由	放棄した債権			備考
		人数	件数	金額	
診療費	第 5 号該当 (時効期間満了)	5 人	5 件	113,605 円	時効 3 年
	平成 2 7 年度	5 人	5 件	113,605 円	
	計	5 人	5 件	113,605 円	

※合計人数のうち実人数は 4 人